

## 新しい生活様式対応 支援補助金 (鶴岡市)

### 小規模事業者最大10万円

申請は 令和2年12月31日(木)まで

新型コロナウイルスの影響が大きい小規模事業者に支援するため、新しい生活様式に対応するため支出した経費に対して補助する制度です。

- 【補助対象者】市内に事業所を有する小規模事業者  
 【補助金額】2万円以上10万円まで(税抜)・補助率10/10  
 ※対象経費は令和2年4月7日まで遡及可  
 【お問合せ・相談窓口】「小規模事業者新しい生活様式対応支援事務局」  
 (荘銀タクト鶴岡内) ☎0235-28-2662

【申請方法】  
 鶴岡市ホームページ内「小規模事業者新しい生活様式対応支援事業について」から所定の様式にてお申込みください。



鶴岡市

## 雇用調整助成金 (厚生労働省)

### 雇用調整助成金の特例措置が12月31日まで延長

新型コロナウイルス感染症の影響により事業活動の縮小等を余儀なくされ従業員の雇用維持を図る目的で、雇用調整(休業)した際の休業手当などの一部を助成する制度です。

特例措置により助成率及び上限額の引き上げを行っており、1人1日15,000円を上限額として労働者へ支払う休業手当等のうち最大10/10が助成されます。

(教育訓練を実施した場合は更に、教育訓練を受けた労働者1人につき日額最大2,400円が加算されます)

【助成率】助成率は、企業の規模や、事業主が雇用を維持したか否かによって以下のように分かります。(最大10/10)



雇用調整助成金

この特例措置は、令和2年4月1日から12月31日までの期間を1日でも含む賃金締切期間(判定基礎期間)が対象です。

※令和3年1月以降の対応については雇用情勢等を総合的に考慮し改めて判断することとしています[厚生労働省]

【お問合せ・相談窓口】山形県労働局 職業安定部 職業対策課 ☎023-626-6101 ハローワーク鶴岡 ☎0235-25-2501

## 新型コロナウイルス感染症に係る 固定資産税等の軽減措置 (鶴岡市)

### 令和3年度分の固定資産税等の軽減

新型コロナウイルスの影響により事業収入が減少した中小・小規模事業者等が所有する事業用家屋・償却資産に係る固定資産税・都市計画税の課税に対する軽減措置です。

- 【対象資産】事業用家屋及び償却資産  
 【軽減率】令和2年2月～10月で、連続する3カ月間(任意)の事業収入が  
 ・前年比で50%以上収入減少…全額軽減  
 ・前年比で30%以上～50%未満収入減少…1/2軽減

【特例適用期間】令和3年度分の固定資産税・都市計画税に限る

【申請期間】令和3年1月4日～2月1日まで

【お問合せ・相談窓口】鶴岡市役所 課税課 ☎0235-25-2111

【申請方法】  
 鶴岡市ホームページ内「新型コロナウイルス感染症に係る固定資産税等の軽減措置」から所定の様式にてお申込みください。



固定資産税等の軽減措置

## 新型コロナウイルスの影響により納税が困難な方へ徴収猶予の「特例制度」

(国税・県税・地方税)令和2年2月1日～令和3年2月1日の間に納期限が到来する国税・県税・市税が対象です。

- 対象の国税…所得税、法人税、消費税など 【お問合せ: 仙台国税局「国税局猶予相談センター」 ☎0120-945-430】
- 対象の県税…法人県民税・事業税、個人事業税など 【お問合せ: 庄内総合支庁「税務課・納税担当」 ☎0235-66-5431】
- 対象の地方税…法人・個人市民税、固定資産税、国民健康保険税など 【鶴岡市役所「納税課」 ☎0235-25-2111】

## 9月29日(火) Withコロナ時代の経営セミナー



会場: グランドエル・サン  
 講師: 鈴木たすく氏(合同会社タスクマネジメント代表、中小企業診断士)  
 主催: 鶴岡食文化創造都市推進協議会、鶴岡商工会議所  
 共催: 独立行政法人中小企業基盤整備機構東北支部

新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、全国の飲食業界は営業自粛、客数の減少、営業方法の制約、これらに伴う売り上げの減少など、大きなダメージを受けています。

そこで、コロナ禍における経営手法を学ぶため、中小企業診断士の鈴木たすく氏を講師に迎えセミナーを開催。各業種の景気動向や、消費者行動の変化、同業者による革新的なサービスについて分かりやすく解説。更に、社会環境の変化に対応するために必要な戦略や心構えなどを紹介いただきました。

# 新型コロナウイルス感染症に関する支援施策

## 家賃支援給付金 (経済産業省)

### 法人最大600万円、個人事業者最大300万円

5月の緊急事態宣言の延長等により、売上の減少に直面する事業者の事業継続を支えるために、地代・家賃(賃料)の負担を軽減することを目的とした給付制度です。

申請は 令和3年1月15日(金)まで

【支給対象者】以下の要件を全て満たす事業者

- 2019年以前より事業収入が有り、今後も事業を継続する意思があること
- 2020年5月～12月までに新型コロナの影響により1カ月の売上高が前年対比で50%以上減少または連続する3カ月の合計で前年同期比で30%以上減少していること
- 自らの事業のために占有する土地・建物の賃料を支払っていること

【お問合せ・相談窓口】 ☎0120-653-930 ※受付時間: 平日・日曜8:30～19:00

【申請方法】  
 パソコン・スマホから家賃支援給付金の申請受付ポータルサイトにアクセスし申請してください。



家賃支援給付金

## 持続化給付金 (経済産業省)

### 法人最大200万円、個人事業者最大100万円

新型コロナウイルスによる営業自粛などにより、売上が大きく減った個人事業者や中小法人に対して、事業の継続を支え再起の糧とすることを目的とした給付制度です。

申請は 令和3年1月15日(金)まで

【支給対象者】

中小企業、小規模事業者、フリーランスを含む個人事業者、そのほか会社以外の各種法人等で新型コロナウイルスの影響を受け、売上が前年同月対比で50%以上減少している事業者

▶サポートキャラバン隊/電子申請が困難な方はご利用ください  
 ※10月30日(金)予約開始

完全予約制/期間は11月10日(火)～25日(水) 会場: マリカ西館 3階 大会議室

予約アドレス <https://jizokuka-kyufu.go.jp/> 電話予約 ☎0120-279-292 予約受付時間: 平日・日曜 8:30～19:00

【申請方法】  
 パソコン・スマホから持続化給付金の申請受付ポータルサイトにアクセスし申請してください。



持続化給付金

## 小規模事業者持続化補助金 第5回コロナ特別対応型[新設] (日本商工会議所)

メ切/令和2年12月10日(木)

【補助対象者】

商工会議所の管轄地域内で事業を営む「小規模事業者」

【補助対象事業】本事業への応募の前提として A～B のいずれか一つに補助対象経費の1/6以上の投資であること

A 「サプライチェーンの毀損への対応」

補助率: 2/3 補助上限: 100万円

顧客への製品供給を継続するために必要な設備投資や製品開発を行うこと

B 「非対面型ビジネスモデルへの転換」

補助率: 3/4 補助上限: 100万円

非対面・遠隔でサービス提供するためのビジネスモデルへ転換するための設備・システム投資を行うこと

C 「テレワーク環境の整備」

補助率: 3/4 補助上限: 100万円

従業員がテレワークを実践できるような環境を整備すること※補助対象期間内に、少なくとも1回以上、テレワークを実施する必要があります

【補助事業期間】交付決定日～令和3年10月31日(日)

※コロナ特別対応型は令和2年2月18日まで遡及して利用できます

## 小規模事業者持続化補助金 第4回一般型 (日本商工会議所)

メ切/令和3年2月5日(金)

【補助対象者】

商工会議所の管轄地域内で事業を営む「小規模事業者」

【補助対象事業】策定した「経営計画」に基づき、商工会議所の支援を受けながら実施する、地道な販路開拓等(生産性向上)のための取組。あるいは販路開拓等の取組とあわせて行う業務効率化(生産性向上)のための取組であること

補助率: 2/3 補助上限: 50万円

【補助事業期間】交付決定日～令和3年11月30日(火)

## 事業再開枠 コロナ特別対応型・一般型共通

小規模事業者持続化補助金の申請とあわせ事業再開に向け、業種別ガイドライン等に照らして事業を継続する上で必要最小限の感染防止対策を行う取り組みについて補助するものです

補助率10/10・補助上限50万円

※事業再開枠だけの申請はできません



コロナ特別対応型



一般型

【お問合せ・相談窓口】

鶴岡商工会議所 経営支援課 ☎0235-24-7711